

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施します。

令和6年7月23日

社会福祉法人入間川福祉会
理事長 風間 浩美

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 建築主
社会福祉法人入間川福祉会 理事長 風間 浩美
- (2) 工事名
社会福祉法人入間川福祉会 特別養護老人ホームさくら 大規模修繕工事
- (3) 工事を施工する場所
埼玉県狭山市加佐志 104 番
- (4) 工事期限
令和6年9月13日から令和7年1月31日まで
- (5) 工事の概要
 - ア 事業内容 特別養護老人ホーム (120床)、デイサービスセンター、居宅介護支援事業所
 - イ 敷地面積 6,553.56 m²
 - ウ 規模及び構造 鉄筋コンクリート造 地上3階建て
延床面積 7,301.07 m²
 - エ 工事内容 建築工事、電気設備工事、給排水衛生設備工事、空調換気設備工事ほか
- (6) 予定価格
落札決定後公表とする。
- (7) 入札方式
一般競争入札
- (8) 入札保証金
免除
- (9) 問い合わせ先
〒350-1314
埼玉県狭山市加佐志 104 番
社会福祉法人入間川福祉会 特別養護老人ホームさくら 施設長 大橋 けい子
電話番号 04-2950-0606
FAX番号 04-2950-0607
電子メールアドレス admi@sakura-toku.com

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 埼玉県建設工事等入札参加業者資格者名簿 (以下「資格者名簿」という。)に登載されている者のうち、建築一式工事について建設業法に定める特定建設業の許可を受けている者で、埼玉県建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、本工事の一般競争入札参加資格確認申請書提出期限日から本工事の開札の時までの間、受けていない者。
- (2) 令和6年7月1日現在の資格者名簿における建築一式工事の格付けがⒶ等級である者。
- (3) 経営事項審査の建築一式工事の令和6年7月1日現在の総合評定値(P)が1,200点以上である者。

- (4) 県内に本店がある者。
- (5) 当該工事に主任技術者又は監理技術者を配置できる者。
- (6) 過去5年間（本入札公告の前年度までの5か年度間に当該年度の入札公告の日までを加えた期間（平成31年4月1日～令和6年7月23日）に、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、延べ面積3,000㎡以上の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設の同種同等の改修に係る契約金額2億円以上の建築一式工事を元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）として施工した実績がある者。
- (7) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がないこと。
 - ア 本工事に係る設計業務等の受託者
商号 株式会社小林建築計画事務所
所在地 埼玉県所沢市下富883-12
 - イ 当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者
 - ① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。
 - ② 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者。
- (8) 次の届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (9) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本工事の入札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- (10) 当法人の理事が役員をしている企業及びその企業と親子関係にある企業でないこと。

3 入札手続等

- (1) 入札説明書の配付期間等
令和6年7月23日（火）から令和6年8月5日（月）まで（土日、祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで、入札公告に対し問い合わせを行った企業に電子メールにて配布する。
- (2) 入札参加資格の確認等
 - ア 資格確認資料の提出期間
令和6年7月23日（火）から令和6年8月6日（火）まで（土日、祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで。
 - イ 資格確認資料の提出先及び提出方法
上記1（9）に2部、持参又は郵送（必着）にて提出すること。
 - ウ 入札参加資格の確認結果通知
令和6年8月19日（月）に、入札参加を希望したすべての企業に参加資格の有無について「一般競争入札参加資格等の確認結果について（通知）」を電子メールにて通知する。
- (3) 設計図書等の配布等
入札参加資格があると認めた者に、「一般競争入札参加資格等の確認結果について（通知）」と併せて、令和6年8月19日（月）に電子メールにて配布する。
- (4) 質疑書提出日時
令和6年8月26日（月）午後5時まで（必着）
※質問、回答の方法は入札説明書により通知する。
- (5) 工事費内訳書の提出等
本工事の入札参加を希望する者は、入札日当日に入札金額の内訳を記載した工事費内訳書を提出しなければならない。

- (6) 最低制限価格
本工事には、最低制限価格を設定する。
- (7) 入札及び開札
令和6年9月10日(火)(即日開札)
※時間、場所は入札説明書により通知する。

4 落札者の決定

- (1) 入札を行った者のうち、予定価格の範囲内であって、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。
- (3) 資格確認の結果として資格を有すると認められた者が一人の場合においても入札を執行することし、また、入札執行の結果として有効な入札者が一人の場合においても落札決定を行うこととする。
- (4) 第1回目の入札が予定価格の制限の範囲内でない場合は、再度入札を行う。なお、第1回目の入札に参加しない者及び最低制限価格に満たないものは再度入札に参加できないものとする。再度入札の回数は1回とし、再度入札においても内訳書の添付を必要とする。ただし、第1回目の入札に参加する企業が1者のみであった場合は、再度入札は行わない。
- (5) 上記(4)によっても落札者がいない場合は、①及び②の場合に限り、下記の条件を遵守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする。
 - ①最低価格で入札した者に契約締結の意思がある場合(最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。)
 - ②再度入札において、入札に応じる者が1者のみとなった場合。
 - 条件1. 随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること。
 - 条件2. 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。
 - 条件3. 入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと。
 - 条件4. 契約額が確定した場合は、その内容を書面にし、事業者及び業者が署名(捺印)すること。

5 入札に当たっての注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札を希望しない場合は、参加しないことができるので、入札辞退届を持参又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)により提出すること。
- (4) 入札参加にあたっては入札金額の内訳を記載した工事費内訳書を提出すること。工事費内訳書は、封書にし、持参により第1回目の入札書提出時に入札書と併せて提出しなければならない。ただし、再度入札における落札者、または落札者がいない場合において随意契約を締結することとされた者は、工事費見積内訳書を後日提出すること。
- (5) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札当日に提出すること。
- (6) 下記の各項目に該当する入札は無効とする。
 - ①郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
 - ②不備な工事費内訳書を提出した者がした入札
 - ③談合その他不正行為があったと認められる入札
 - ④虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
 - ⑤入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
 - ⑥次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア 入札書の押印のないもの
 - イ 入札金額を訂正した入札書によるもの

- ウ その他の記載事項を訂正した場合、その箇所に押印のない入札書によるもの
 - エ 押印された印影が明らかでない入札書によるもの
 - オ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの
 - カ 入札に参加する資格のない者がしたもの
 - キ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - ク 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - ケ ニ以上の入札書を提出した者がしたもの
 - コ ニ以上の者の代理をした者がしたもの
- ⑦前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

6 契約方法等

- (1) 様式契約に関する細目は民間（七会）連合協定工事請負契約約款に準拠する。（必要に応じた補正を行うこと）
- (2) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」第13条第1項の主務省令で定める事項について、書面に記載し契約書に添付すること。
- (3) 契約保証金の徴収は免除する。
- (4) 工事履行保証措置は、工事履行保証保険（工事請負額の10分の1以上の金額を保証）によることとし、工事完成保証人制度は採用しないこと。
- (5) 契約の履行については、発注者及び監理者の指示に従うとともに、県等から指導があった場合には従うこと。
- (6) 一括下請契約を行わないこと。
- (7) 本契約の締結は当法人の理事会で承認を受けた後とする。
- (8) 請負代金の支払い時期に関しては、埼玉県特別養護老人ホーム等整備事業補助金による交付時期を目安とし、入札説明書により別に定める通りとする。